



相続登記書類のご案内

〒273-0011

千葉県船橋市湊町二丁目5番6号

船橋中央司法書士事務所

Tel 047-434-0976

Fax 047-434-4754

(船橋市役所前 消防署隣)

No.	必要書類	チェック
①	亡くなられた方の戸籍謄本 1通 *出生から死亡時までの揃えられる除籍・改製原戸籍があれば各1通	
②	相続人全員の戸籍謄本(抄本) 各1通	
③	亡くなられた方の住民票 1通 *死亡日付記載・本籍地記載	
④	不動産を取得される方の住民票 1通	
⑤	不動産を取得される方の 免許証、パスポート、国民健康保険証、 写真付住民基本台帳カードなど、有効期限内の公的証明書 *ご本人様以外の方が持参される場合又は郵送していただく場合はコピーで結構です。 *ご本人様確認のため	
⑥	亡くなられた方が所有する不動産 全部 の固定資産評価証明書 または不動産の表示と価格が記載された固定資産納税通知書	
⑦	亡くなられた方が所有する不動産の権利証・登記識別情報通知 *見つからない場合は結構です。	
⑧	印鑑証明書 各1通 *遺産分割協議等を行った場合相続人全員	
⑨	遺言書 がある場合はご持参下さい。	

*相談内容に伴い遺産分割協議書、委任状等は当法人にて作成いたします。

*登記費用に関しましては評価証明書をご提示いただき、相続人が確定できた時点で算出させていただきますが、上記書類が拝見できれば概算でのお話をさせていただきますのでご相談下さい。

【相続の範囲】

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
第1順位	配偶者と子ども	子どものみ
第2順位(第1順位がない場合)	配偶者と親	親のみ
第3順位(第1・2順位がない場合)	配偶者と兄弟姉妹	兄弟姉妹のみ
第1・2・3順位がない場合	配偶者のみ	特別縁故者・国庫帰属

- *第1順位・・・子ども(直系卑属)
- *第2順位・・・親(直系尊属)
- *第3順位・・・兄弟姉妹
- *配偶者は常に相続人です。

